

問 I - 9 - ②（公益認定申請先行政庁）

現在は主務官庁が県知事なのですが、他の県にも事務所があります。新制度では公益認定の申請先は内閣総理大臣になってしまうのでしょうか。

答

- 1 新たな公益法人制度では、外形的に判断される基準により、所管の行政庁を定めることとしており（公益法人認定法第3条）、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置するか、②公益目的事業を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める公益法人は内閣総理大臣、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が申請先となります。
- 2 事務所は法人の活動にとって拠点となるものであり、法人登記において、主たる事務所及び従たる事務所の所在場所は登記事項となっています（一般社団・財団法人法第301条第2項第3号）。
- 3 お尋ねの件については、登記された主たる事務所及び従たる事務所が2以上の都道府県の区域にわたるか否かにより判断されます。したがって他県の事務所が、貴法人の事業の活動拠点としての実質を備え、法人登記において従たる事務所として登記されているものであれば、申請先は内閣総理大臣となります。

（参照条文）

公益法人認定法第3条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

- 一 次に掲げる公益法人 内閣総理大臣
 - イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの
 - ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの

一般社団・財団法人法第11条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一～二 略
- 三 主たる事務所の所在地

一般社団・財団法人法第301条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一～二 略

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一～二 略

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所